



令和元年 11 月 6 日
海事局 安全政策課

国際油濁補償基金第24回総会等の結果概要 ～ 拠出金未払い国の問題等について議論～

国際油濁補償基金（IOPCF）第24回総会等が令和元年10月28～31日まで英国ロンドンにて開催され、拠出金未払い国の問題、不適切な保険会社の問題、タンカー事故に係る補償の適正な運用等について議論が行われ、我が国は積極的に意見を表明し、総会の決定に貢献しました。

国際油濁補償基金（以下「基金」）とは、タンカーの事故により巨額の油濁損害が発生した場合に、被害者に対して補償を行うために設立された国際機関（本部：ロンドン）です。基金は、タンカーで運ばれた油を受け取る事業者（石油元売り事業者等）が負担する拠出金により運営されており、日本は、インドに次ぐ2番目の拠出国です。

今次会合には、我が国から国土交通省、在英国日本国大使館、石油海事協会、（一社）日本船主協会、（公財）日本海事センター、学識経験者等が出席し、我が国意見の反映に努めました。

主な結果（詳細は別紙をご参照ください）

1. 拠出金未払い国の問題について

拠出金未払い国の問題に関し、我が国から事務局に対し、何らかの具体的な方策を検討するよう要請しました。我が国の提案を各国が支持し、事務局にて、具体的な対応策を検討し、次回会合で報告することが決定されました。

2. 不適切な保険会社の問題について

補償の拒否や事実と異なるブルーカード（※）を発行する保険会社の問題に関する監査委員会（委員長：春成誠氏（元海事局長））からの中間報告の審議が行われました。我が国は、十分な保険が締結されていることを各国政府が確認するのは、条約に基づく各国当局の責務であることを指摘しました。我が国を含む各国からの意見を踏まえ、次回会合にて、監査委員会からの最終報告書の審議が行われる予定です。

※ブルーカード：保険内容が条約に適合していることを証明する証書

3. タンカー事故に係る補償の適正な運用について

拠出金を支払う事業者の負担を考慮し、個別事案における基金の徴収額について、我が国は、必要性の明確化と先払いに関する慎重な査定を求め、我が国等の意見を踏まえ、徴収額が削減されることが決定しました。その他の重要事案においても、我が国は基金の補償が適切に実施されるよう事務局に訴えました。



<問合せ先>

海事局 安全政策課 深石・吉原

代表 03-5253-8111（内線 43-266、43-268）

直通 03-5253-8616 FAX 03-5253-1642

国際油濁補償基金第24回総会等の主な審議結果

1. 拠出金未払い国の問題について

基金の運営資金の元となる各国からの拠出金は、条約に基づき各国から提出される油の受取量を基に、決定されております。一部の加盟国において、長年にわたり油の受取量を報告しておらず、拠出金を支払っていない状態が継続しております。

我が国は、油の受取量の報告を怠ることは、国際的な油濁補償システムの根幹を揺るがす問題であり、看過できないことを指摘し、事務局に何らかの具体的な方策を検討するよう要請しました。我が国の提案を各国が支持し、事務局にて、具体的な対応策を検討し、次回会合で報告することが決定されました。

2. 不適切な保険会社の問題

国際P&Iグループに属さない保険会社の中には、CLC条約（※1）を満たさない保険を提供したにもかかわらず、CLC条約の締約国に対し、当該条約を満たす保険であることを示すブルーカードを発行している会社も存在します。これにより、当該締約国が、当該ブルーカードを基に、条約に適合していない保険であるにもかかわらず条約への適合証書を発行する事態が生じています。この問題は、基金において長年議論されてきたものであり、今回、その対応策について、春成誠氏（元海事局長）が委員長を務める監査委員会から中間報告書が提出され、審議が行われました。

我が国は、十分な保険が締結されていることを各国政府が確認することは、条約に基づく各国当局の責務であること、また、国際P&Iグループに属さない保険会社が、ブルーカードに準拠したカード（保険カード）を発行することについては、その意義を認めつつも、各国当局がこの保険カードと引き換えに条約への適合証書を発行するプラクティスを確立すればより効果的であることを指摘しました。

審議の結果、我が国を含む各国からの意見を踏まえ、監査委員会において更なる検討が行われ、次回会合にて、監査委員会からの最終報告書を基に、審議が行われる予定です。

※1 CLC条約：1992年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

3. タンカー事故に係る補償の適正化

Hebei Spirit号、Haekup Pacific号、Alfa I号、Agia Zoni II号等、タンカー事故に関する重大事案の報告が行われました。

当該事故に係る被害者への補償は、CLC条約に基づき、責任限度額まで船主又は保険会社が支払うこととなっており、責任限度額（※2）を超えた額については、FC条約（※3）に基づき、タンカーで運ばれた油を受け取る事業者が支払った拠出金をもとに基金が支払うこととなっています。

今回報告されました事故のうち、特に Agia Zoni II については、事故原因が特定されていない中、多額の拠出金の徴収が見込まれていたため、我が国は、その必要性の明確化と先払いに関する慎重な査定を求めたところ、我が国等の意見を踏まえ、徴収金額が削減されることが決定しました。その他の重要事案においても、基金に拠出金を支払っている我が国事業者にとって過度な負担とならないよう、報告内容を精査し、支払いが過大とならないよう基金の適正な運営を求めました。

※2 責任限度額：事故を起こした船舶の所有者に課される賠償責任の上限額

※3 FC 条約：1992 年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約

4. 理事国の選出について

理事国の任期は最大 2 年までと規定されており、毎年、総会において、任期満了に伴い新たな理事国が選出されます。今次会合では、規定に基づき、拠出金の多い 11 か国の中から日本を含む 7 か国（日本、フランス、シンガポール、英国、カナダ、タイ、韓国）が、また、その他の加盟国の中から 8 か国（中国（香港）、ジョージア、ジャマイカ、メキシコ、南アフリカ、トルコ、アラブ首長国連邦、ガーナ）が選出されました。

我が国は引き続き理事国として、基金の健全な発展に貢献していきたいと考えています。